

松阪市会議録作成支援システム構築業務及びサービス利用
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、限られた経営資源を有効活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため「松阪市行財政改革推進方針 2021」に基づき、「選択と集中」及び「行政経営」の視点を持ち行財政改革に取り組んでいる。行財政改革の推進に向けては、最も効率的な手段で事務を行う必要があり、そのためにはデジタル技術の活用は欠かせないものである。

本業務は、これまで職員による作業が中心であった会議録の作成を AI による音声認識技術により文字化することで、職員の作業効率を向上させるものであり、職員の事務負担の軽減及び効率的な行政運営につなげることを目的とするものである。

2. 業務概要

(1) 業務件名

会議録作成支援システム構築業務及びサービス利用

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

構築業務：契約締結日から令和 3 年 6 月 30 日（水）まで

サービス利用：令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 提案上限額

構築業務：594,000 円

サービス利用：1,287,000 円（9 か月間の総額）

※消費税及び地方消費税を含む。

※上記の額には本業務に必要なすべての費用を含むものとし、構築業務又はサービス利用いずれかで超過する場合は、当該提案は無効とする。

3. 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ確実に履行する能力を有する者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実及び柔軟な対応が可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②松阪市契約規則（平成 17 年規則第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③松阪市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿に登録があること。
- ④松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第 150 号）により、指名停止を受けている期間でないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- ⑦国税及び地方税を滞納していないこと。

4. 参加申込の留意点

（1）プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（3）使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（4）提出書類の取り扱い

提出された書類については差し替え不可とし、提案の採用又は不採用に関わらず返却しない。

また、本市は、提供された書類の取り扱いに十分注意するとともに、本プロポーザルにかかる審査以外の目的で使用しない。

（5）その他

本要領及び仕様書に定めた事項について変更があった場合には、本市ホームページに掲載するほか、参加資格審査結果通知後の場合は参加希望者に通知する。

5. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日時（期限等）
・公告	4月7日（水）
・参加申請に係る質問締切	4月14日（水）17時必着
・参加申請に係る質問回答	4月15日（木）
・参加申請書提出期限	4月16日（金）17時必着
・参加資格審査結果通知	4月21日（水）
・企画提案に係る質問締切	4月26日（月）17時必着
・企画提案に係る質問回答	5月10日（月）
・企画提案書及び提案見積書提出期限	5月14日（金）17時必着
・一次審査（6者以上から企画提案がある場合）	5月17日（月）
・プレゼンテーション日時通知	5月19日（水）
・プレゼンテーション及びトライアル環境説明	5月24日（月）
・トライアル期間	5月24日（月）～5月31日（月）
・最終審査結果通知及び結果公表	6月4日（金）まで
・契約締結	6月9日（水）頃
・システム構築	6月30日（水）まで
・サービス利用開始	7月1日（木）から

6. 参加申請等について

参加希望者は、提出書類を各受付期間に持参、郵送（書留又は特定記録郵便に限る。）、宅配便又は電子メールにより以下に示す提出先まで提出すること。

参加申請書等の提出先（担当課）
松阪市企画振興部市政改革課改革係（プロポーザル担当） 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL：0598-53-4363 FAX：0598-25-0825 E-mail：shisei.div@city.matsusaka.mie.jp

【提出書類一覧】

	書類名称	様式	提出部数	メール提出
参加申請時	参加申請書	第1号	1部	可
	事業者概要（沿革、代表者履歴等）	—	1部	可
	納税に関する証明書 （※発行から3か月以内のもの） ・市税の完納を証明する書類又はその写し（松 阪市内に本店又は支店を有する事業者のみ） ・法人税（国税）、消費税及び地方消費税の完納 を証明する書類「納税証明書その3の3」又は その写し	—	1部	可(※1)
企画提案時	企画提案書	第2号	10部	不可
	企画提案に係る説明書類 （規格：A4 上限20ページまで）	任意	10部	不可
	提案見積書	第3号	1部	不可
	質問書	第4号	1部	可(※2)
	参加辞退届	第5号	1部	可

(※1) 電子メールによる提出の場合、原本又は写しをスキャンしたデータとすること。

(※2) 質問書の提出は、電子メールに限定する。

【電子メールによる提出の場合における指定事項】

- ①送信に使用するメールアドレスは、参加申請書に記したものに限定すること。
- ②添付するファイルデータは、すべてPDF形式とすること。
- ③参加申請時は、1通に必要な資料をすべて添付すること。ただし、1通あたりの容量は10MBまでとする。
- ④各書式の提出期限までに、本市のメールサーバーにおいて受信が確認できなければ無効とするため、電子メールによる場合は、上記「参加申請書等の提出先」まで電話にて到着確認を行うこと。（本市にて電子メールの受信が確認できず、到着確認もされていない場合、異議は認めない。）
- ⑤電子メールのタイトルは、以下のとおりとすること。
 - ・参加申請時：【事業者名】会議録作成支援システム公募型プロポーザルに係る参加申請
 - ・質問時：【事業者名】会議録作成支援システム公募型プロポーザルに係る質問
 - ・辞退時：【事業者名】会議録作成支援システム公募型プロポーザルへの参加辞退

7. 質問及び回答について

- ①参加申請に係る質問又は企画提案に係る質問がある場合は、それぞれ以下の期日までに電子メールにて質問書（様式第4号）を送付すること。
 - ・参加申請に係る質問：4月14日（水）17時必着
 - ・企画提案に係る質問：4月26日（月）17時必着
 - ・電子メール件名：【事業者名】会議録作成支援システム公募型プロポーザルに係る質問
- ②質問及び回答の内容は本市ホームページに掲載するものとし、質問者への個別回答は行わない。
- ③企画提案に係る質問は、参加資格審査を通過した者から提出されたもののみ回答する。
- ④質問した事業者名は公表せず、質問内容によって公平性を保てないと本市が判断した場合は回答を行わないことがある。

8. 企画提案書及び提案見積書について

- ①企画提案書は、様式第2号を表紙とし、任意様式の企画提案に係る説明書類（上限20ページ）を添付し提出すること。
- ②企画提案書には、提案するシステムの提案者による導入実績を明記し、実績を証明できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ③企画提案書及び企画提案に係る説明書類は、別紙「会議録作成支援システム構築業務及びサービス利用仕様書」に基づき作成し、仕様書に示す内容を満たすことを説明書類内に明記すること。
- ④仕様書に示す内容以外に、本要領の「1. 趣旨」を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。
- ⑤企画提案に係る説明資料では、「要領や仕様書の記載のとおり」といった記述とせず、要領や仕様書に示す内容が満たされていることを具体的に記述すること。
- ⑥企画提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションの内容は、すべて提案者が実現を約束したものとみなし、契約締結の際には、本プロポーザルの仕様書に加えて企画提案書及び企画提案に係る説明書類を添付する。
- ⑦提案見積書（様式第3号）に記載する見積額は、構築業務及びサービス利用を合わせた総額とし、様式内の指定する箇所に内訳を記載すること。
- ⑧次の事項のいずれかに該当する提案見積書は無効とする。
 - ア 指定の提案見積書（様式第3号）以外の書式で見積したとき。
 - イ 提案見積書に記名押印が無いとき。
 - ウ 提案見積書を封筒に2枚以上入れたとき。
 - エ 訂正した金額で見積したとき。
 - オ 提案上限額を超える金額で見積したとき。

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である等、見積に関する要件を確認しがたいとき。

9. トライアル環境構築について

- ①本番環境と同等の本市専用トライアル環境を構築し、5月24日(月)～5月31日(月)の間、テスト音声の認識を可能とすること。
- ②トライアル期間中には、本市が事前に準備した音声時間や録音方法等が異なる音声を10本程度用意し、認識に要する時間や認識結果(精度)等について、トライアルの結果を10(4)に示す企画提案の評価項目に沿って評価する。
- ③トライアル環境には、原則として仕様書に示す本市使用環境からアクセスできるようにすること。ただし、トライアル期間において本市端末に専用ソフトのインストール等を行うことは認めないため、使用にあたり専用ソフトのインストールが必要な場合等は、提案者の端末を本市に貸し出すことも可能とする。
- ④トライアルにあたり提案者の端末を本市に貸し出す場合、5月24日(月)までに「7. 参加申請等について」に示す提出先まで届けること。ただし、10(3)に示すプレゼンテーションを本市会場にて実施する場合、その場での受け渡しを可能とする。
- ⑤トライアル環境構築に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

10. 審査・決定について

(1) 参加資格審査

本プロポーザルに参加申請があった者について、本要領「3. 参加資格条件」に関する審査を行い、審査結果を参加申請者に電子メールにて通知する。

(2) 企画提案審査(一次審査)

本プロポーザルにおいて6者以上から企画提案がある場合、企画提案書に基づき、本市が設置する「松阪市会議録作成支援システム構築業務及びサービス利用プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において、(4) 企画提案の評価項目に定める「導入実績」及び「提案内容」の項目に沿って一次審査を実施し、高い評価を得た5者を選定する。一次審査において非選定となった者に対しては、その旨を5月19日(水)に電子メールにて通知する。

(3) 企画提案審査(プレゼンテーション)

本プロポーザルに企画提案を行った者は、企画提案書に基づき、審査委員会に対しプレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーションは以下のとおり実施することとし、詳細

な実施時間及び注意事項等を5月19日（水）に電子メールにて通知する。

- ・実施日時：令和3年5月24日（月）9:00～15:00の間
- ・実施場所：松阪市役所本庁舎内 又は オンライン
- ・出席者：3名まで（オンラインの場合も同様とする）
- ・時間配分：準備10分、説明20分、質疑応答10分

※1. プレゼンテーションは、非公開で実施する。

※2. プレゼンテーションを本市会場にて実施するかオンラインにて実施するかは、原則として提案者の任意とするが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本市の判断により一律オンラインを指定する可能性がある。

※3. プレゼンテーションの際は、原則として以下に示す本市準備物を用いてプレゼンテーションを実施するものとし、事前に現物確認を希望する場合は、「7. 参加申請等について」に示す担当課へ事前に連絡の上、確認を行うこと。

【プレゼンテーションにおける本市準備物】

- ・65型モニターディスプレイ
- ・HDMI ケーブル
- ・延長コード

（4）企画提案の評価項目

審査委員会は、提案された企画について、企画提案書、プレゼンテーション及びトライアルに基づき審査を行うこととし、審査における「評価項目」は以下のとおりとする。

評価項目	配点
導入実績	10点
変換性能	40点
操作性能	15点
提案内容	15点
見積額	20点
合計	100点

（5）最終審査結果の通知及び公表

最終審査結果は、プレゼンテーション実施者すべてに当該提案者の評価結果及び順位を通知するほか、以下の内容を本市ホームページで公表する。

- ・最優秀提案者の名称及び総合点数
- ・その他の企画提案者の名称（B社、C社と表記する。）及び総合点数

1 1. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条の規定に基づき契約締結時に契約保証金を納めるものとする。ただし、同条第 3 号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。

1 2. その他

- ①参加申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 5 号）を企画提案書及び提案見積書の提出期限までに提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退により以後における不利益な扱いはない。
- ②本市がやむをえない理由により本プロポーザルを中止した場合において、企画提案に係る経費は提案者の負担とする。
- ③企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本業務の成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属する。
- ④次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - イ 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
 - ウ 提出書類の提出期限に遅れた場合。
 - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合。
 - オ 見積書が提案上限額を超えている場合。
 - カ 審査選定の公平性を害する行為があった場合。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。